

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

| | |
|-------------|--|
| 路 線 名 | 久米所沢線 |
| 供用開始の区間 | 所沢市東住吉四五九番二地先から同市東住吉四五九番二地先まで |
| 供用開始の期日 | 平成三十年三月三十日 |
| 備 考 | 歩道整備事業による。 平成二十八年四月十二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三五・八〇メートル |